

## 公共交通の運行維持に努めている バス・タクシー事業者を支援します

### 要 旨

新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少し、更に燃料価格高騰により経費負担を強いられている中、運行の維持に努めているバス・タクシー事業者に対し、運行に係る経費の一部を補助することにより、公共交通の維持・継続を支援します。

### 概 要

1 路線バス・タクシー事業者に対する燃料価格高騰対策の補助 2,600万円  
市内を運行する路線バス事業者と市内に事業所を有するタクシー事業者に対し、燃料価格高騰対策として車両に要する経費の一部を補助します。

① 事業対象者

- ・市内を運行する路線バス事業者
- ・市内に事業所を有するタクシー事業者(福祉タクシーを除く)

② 補助額

- ・バス車両(市内の路線の運行に使用しているもの) 1台につき10万円
  - ・タクシー車両(事業所が保有し、実際に稼働しているもの) 1台につき5万円
- ※令和4年11月1日時点において有効な車検証を有している車両に限ります。

2 路線バス事業者に対する運行維持の補助 6,200万円  
市内を運行する路線バス事業者に対し、運行に係る経費の一部を補助します。

① 事業対象者

- 市内を運行する路線バス事業者

② 補助額

- 市内を運行する路線バスの1日当たりの実車走行距離(km)×1万円

※該当事業者には、申請手続き等について個別にお知らせします。

### お問い合わせ先

沼津市役所 都市計画部 まちづくり政策課 交通政策室  
直通:055-934-4759

